

協定書

大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関する協定書

長崎大学、長崎県立大学及び長崎国際大学（以下「連携大学」という。）並びに長崎県、長崎市、長与町、佐世保市、社団法人長崎県歯科医師会、長崎県病院薬剤師会、社団法人長崎県看護協会、社団法人長崎県医師会、社団法人長崎県歯科医師会、一般社団法人長崎県歯科衛生士会、社団法人長崎県理学療法士会、一般社団法人長崎県作業療法士会、長崎県言語聴覚士会、公益社団法人長崎県栄養士会、一般社団法人長崎県社会福祉士会及び一般社団法人長崎県介護福祉士会（以下「連携機関」という。）は、大学間連携共同教育推進事業に基づく大学間の連携取組「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 連携大学は、国公私立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行い、教育の質の保証と向上、強みを活かした機能別分業を推進することを目的とし、大学間の積極的な連携に取り組む。

（内容）

第2条 連携大学は、「大学間連携共同教育推進事業」の申請書に基づき、連携取組「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」を確実に実施し、連携機関は、それを積極的に協力支援する。

（期間）

第3条 本協定は、協定締結の日から効力を生じ、平成29年3月31日まで有効とする。
2 本協定は、有効期間満了日の90日前までに、連携大学及び連携機関から文書による申出がない限り、1年間延長するものとし、その後についても同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、連携大学及び連携機関が協議し、決定する。

この協定を証するため、本書1通を作成し、連携大学及び連携機関が各1通を保有する。

平成24年9月21日

長崎大学長
片崎 隆



長崎県立大学長
太田 博 道



長崎国際大学長
安部 直 樹



長崎県知事
中村 法 道



長崎市長
田上 篤 久



佐世保市長
瀬長 剛 勇



長崎県病院薬剤師会
会長 佐々木 隆



社団法人長崎県医師会
会長 藤 本 義 典



一般社団法人
長崎県歯科衛生士会
会長 指 野 恵 美



一般社団法人
長崎県作業療法士会
会長 沖 英 一



公益社団法人
長崎県栄養士会
会長 吉 田 共 繁



一般社団法人
長崎県介護福祉士会
会長 山 本 登 志 之



長与町長
吉 田 慎



社団法人長崎県薬剤師会
会長 宮 崎 長 一郎



社団法人長崎県看護協会
会長 副 島 郁 志 子



社団法人長崎県歯科医師会
会長 野 斐 義 彦



社団法人
長崎県理学療法士会
会長 塩 塚 隆



長崎県言語聴覚士会
会長 田 上 由 典 子



一般社団法人
長崎県社会福祉士会
会長 小 川 聡

